

いじめ対応マニュアル

【第4版】

2015年2月

明治大学附属明治高等学校・明治中学校

生徒指導

1. はじめに

平成25年(2013年)6月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ問題に対峙するための基本的な理念と体制が定められている。各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定し(第13条)、この方針に基づき、体系的・計画的にいじめの未然防止や早期発見(第15条・第16条)が求められている。また、いじめ問題への対策のための組織を設置すること(第22条)となっている。

教員は日頃から生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見に努め、情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応しなければならない。いじめが認知された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒および保護者への支援といじめを行った生徒への適切な指導を継続的に行うこと(第23条)が求められる。重大事態に発展した場合は事実関係を調査し、その結果を生徒及び保護者に知らせ(第28条)、教育上必要と判断された場合は適切に懲戒を加えることになる(第25条)。

本校でこのようなことが起きないことを願いつつ、起きた場合の対応と対策について「いじめ対応マニュアル」を以下に定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わず、情報機器を通じて行われるものを含む。

【文部科学省「児童生徒への問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

3. いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どんな集団でも、起こりうる。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの場合、対象生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じように、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序や閉鎖性など)や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4. ネット上のいじめ

① ネット上のいじめの問題

- 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

- ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。
- 子どもたちが利用する学校非公式サイト(いわゆる「学校裏サイト」)を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用される。
- 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

【文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061612/002.htm より】

② ネットいじめ対策

- 保護者との協力体制をしっかりとる。

PTA と連携・協力によるフィルタリングの徹底。迷惑メール受信拒否の徹底。

- 教員の勉強会、対策会議(教員全員が問題意識を持ち実態を把握する。)
- 生徒向けの講演会の実施・・・ケータイ販売促進になるような講演会は逆効果
- 教員・保護者で、学校裏サイトやプロフィールサイト、ブログの監視。

本校では スクール・ガーディアン に監視を依頼をしており、一日1回チェックされている。個人情報がかつた際、いじめに関する書き込み、自殺をほのめかす書き込みがあった場合は学校に連絡がくる。

個人情報掲載の削除については、生徒指導主任より各学年主任に連絡し、担任教諭から生徒への指導を行う。

- 生徒たちの現状を把握する。(学校裏サイト、プロフ、ブログなど)
生徒にアンケートを実施しても本音は書かない。本音を聞きだす工夫が求められる。
- 実際のネットいじめの事例や犯罪をもとにグループ討議をさせる。

【全国 web カウンセリング協議会 HP より】

5. いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止 (いじめは絶対許さないという姿勢を示す)
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの迅速・適切な対応
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携
- (5) 原因の究明と再発防止策の策定

6. いじめ対策委員会

- (1) 構成メンバー

校長、副校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者(班部活顧問等)から構成する。

- (2) 主な役割

委員会の主な役割は、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処とする。

1. 未然防止

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《具体的な方策》

- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 弁護士等を活用した法教育の実施
- 情報機器の使用に係る安全教室や外部講師による講演会の実施
- 「いじめに関する授業」（道徳教育）の実施、生徒会等による取り組みへの支援
- クラスや学年、班部活動、保護者との活発な情報交換の促進
- 情報の記録

《年間指導計画例》

チェックポイント[指導体制]

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない環境づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応しているか。

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画等 職員会議でマニュアル確認 指導方針や指導計画を示し、共通理解を図る	保護者向け啓発 (学校の指導方針を保護者へ周知する)		教員研修① いじめ対策委員会会議 (1学期のまとめ)	
	事案発生時、緊急対応会議の開催				
未然防止に向けた取り組み	学級・学年づくり	教員の情報の共有			
	人間関係づくり②				
	道徳・特別活動				

① 教員研修: カウンセラー等によるカウンセリング・マインド研修を実施する。

② 人間関係づくり: 宿泊行事や合宿等を通じて関係づくりを計画的に進める。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・情報共有 ・2、3学期の計画		保護者向け研修③	教員研修④ いじめ対策委員会会議 (2学期のまとめ)			いじめ対策委員会会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
	事案発生時、緊急対応会議の開催						
未然防止に向けた取り組み	教員の情報の共有						
	学級・学年づくり及び人間関係づくり						

③ 保護者向け研修: スクールカウンセラー等による講演(子どもへの接し方等)を実施する。

④ 教員研修: インターネット関連のトラブル等についての研修を実施する。

【兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」参照】

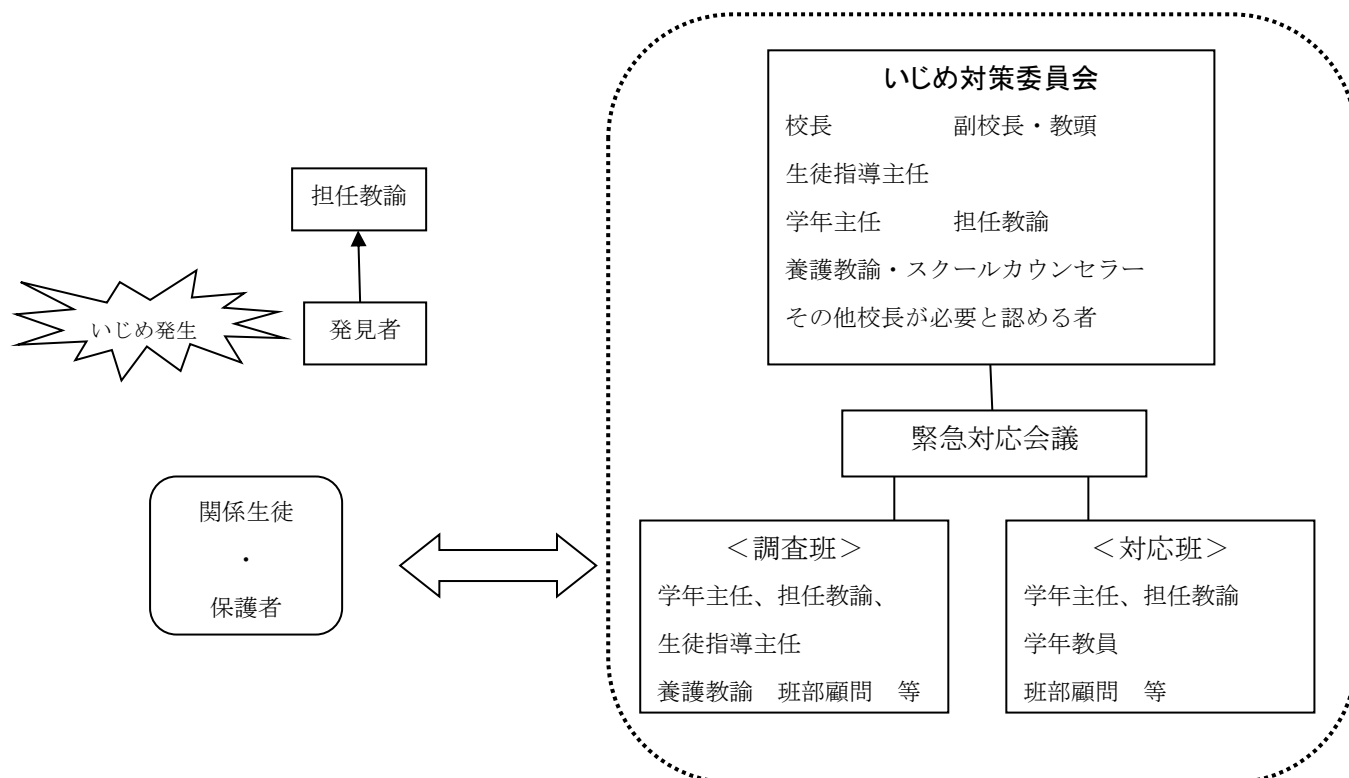
2. 早期発見

- 養護教諭・スクールカウンセラーとの連携
- 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施によるいじめに係る情報の収集※
- 「いじめ発見チェックシート」の作成・集約・分析 ※
- 記録の集約・分析
- 情報の共有
- 児童相談所や保健所等との連携

※ 実施を検討する場合は教頭・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、アンケートを取った後の対応と計画を立ててから行う。

3. 早期対応

(ア) 連絡系統



(イ) 調査内容・対応策

- 情報の収集・共有および状況の把握・確認
- 当該生徒への事実確認および支援方法の検討・実施
- 当該保護者への説明・支援の検討
- 事案に係る指導体制（加害者特定のための調査を含む）の確立・推進
- 加害生徒およびその保護者、関係生徒への指導方針・方法の検討・実施
- 他生徒への説明・指導方法の検討・実施
- 関係機関（児童相談所、保健所、医療機関、警察）との連携
- マスコミ対策

4. 重大事態への対処

(ア) 重大事態の定義

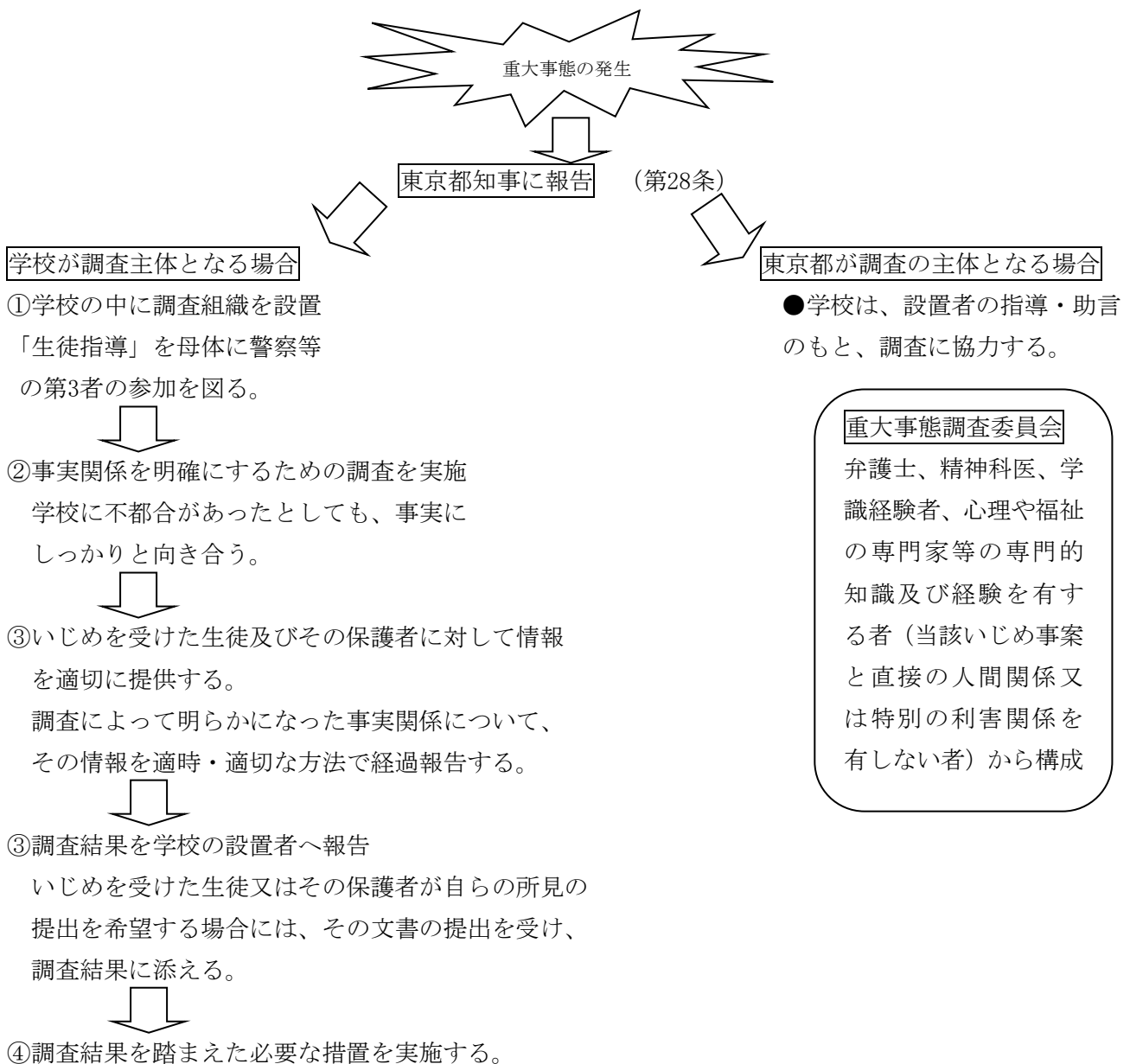
① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- 例：・被害生徒が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・高額の金品を奪い取られた場合 など

② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合

- 例：・年間の欠席が30日以上ある場合
・一定期間連続して（7日を目安とする）欠席しているような場合

(イ) 重大事態への対応



(ウ) 内容

- 被害の生徒に対する複数教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 被害の生徒への緊急避難措置の検討、実施（別室登校など）
- 加害の生徒への懲戒や出席停止の検討（別室登校を含む）
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催（PTA 会長・副会長・学年委員長など）

6. 参考資料

(1) いじめ早期発見のためのチェックリスト

- ※ 下記のチェックリストは参考例です。
- ※ アンケートではありませんので、クラス・学年で質問紙を配布等しないでください。
- ※ アンケートの実施には事後指導を含めた計画が必要です。また、学年や養護教諭などの連携が必要です。実施をしたい場合は必ず生徒指導に相談してください。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

【兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より】

(2) 具体的な対応の考え方と指導例

1 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

人権教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みかじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

【教育資料】 ・「ほほえみ」(小学生用) ・「きらめき」(中学生用)
・「HUMAN RIGHTS」(高校生用)

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。
- 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

体験教育の充実

- 子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。
- 現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

・体験型環境学習 ・自然の中での宿泊体験 ・読書体験
・トライやる・ウィーク ・トライやる・ワーク ・ボランティア福祉体験
・伝統文化芸術体験 ・幼児ふれあい体験 ・交流及び共同学習 等

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。
- 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

「命の大切さ」を実感させるプログラム(県立教育研修所)
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/>

2 早期発見 ～子どもの変化を敏感に察知～

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。
- いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することが有効です。
- 教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点

- 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内どのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうかを把握する必要があります。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

生活ノート

- スクールダイアリー等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。
- 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談(学校カウンセリング)

- 日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。
- 定期的な教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期を利用し、教育相談週間及び月間として位置づけることが望まれます。

いじめ実態調査アンケート

- 実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施が望まれます。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。
- アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

3 早期対応の基本的な流れ ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

※ただちに、学級担任、生徒指導担当(いじめ対応チーム)に連絡し、管理職に報告

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案
緊急対策会議→教育委員会・警察等へ連絡

子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思い寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

【兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より】

9

(4) 主な相談窓口・専門機関等

日頃から子どもや保護者に、いじめなどの悩みを受け付ける相談機関等について、積極的に紹介する。
学校以外の主な相談窓口等は、次のとおりである。

《生徒が相談》

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	文部科学省
子どもの人権 110 番	0120-007-110	法務局 平日8:30～17:15
東京都いじめ相談ホットライン (24時間受付)	03-5331-8288 http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp	東京都教育相談センター 新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階
東京多摩いのちの電話	042-327-4343	認定特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 毎日10:00～21:00(年中無休) 毎月第3金曜日10:00～翌々日の日曜日9:00まで
チャイルドライン	0120-99-7777	18歳までの子どもが対象 月～土 16:00～21:00 NPOチャイルドライン支援センター
東京子どもネット	0120-874-374	東京都青少年・治安対策本部 青少年課
電話相談 (心のキャッチフォン)	042-481-7777 (専用電話)	調布市教育相談所 月～金 9:00～18:00
三多摩「学校・職場のいじめ」ホットライン	042-340-4610	月曜 10:00～20:00
若者メンタルヘルプライン	03-3947-0760	祝日を除く月～金10:00～17:00 社団法人青少年健康センター
国際ビフレンダーズ・東京自殺防止センター	03-5286-9090 必要な場合面接や手紙による相談も行う	20:00～6:00 緊急出動による救助活動も行う

《教員・保護者が相談》

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288	東京都教育相談センター
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	文部科学省
東京都教育相談センター	03-3360-4181	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階
児童相談所	0570-064-000	厚生省

調布市教育相談所	042-481-7633 kyoikuso@w2.city.chofu.to kyo.jp	調布市小島町2-36-1 教育会館 6階
調布警察署	042-488-0110 (代表)	調布市国領町2-25-1
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
東京少年鑑別所 (ねりま青少年心理相談室)	03-3550-8802 電話・面接(予約)	月～金 9:00～17:00 練馬区氷川台2-11-7
児童相談所内「子供の権利 擁護委員会」	0120-874-374	月～土 9:00～17:00 (土曜日は虐 待等緊急性のある相談)
全国webカウンセリング協 議会	03-6865-1911	港区芝1-5-9 住友不動産ビル2号 館5階
スクールガーディアン	0120-5464-77	本校が契約している

以上